

# 第3次 北島町集中改革プラン

平成27年3月  
北 島 町

(目次)

第3次北島町集中改革プランについて

	ページ
1. 策定の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1 基本方針	
2 行財政改革の目標	
3 計画の期間	
2. 財政状況と現状の分析・・・・・・・・・・・・・・・・	2
(歳入) ①町税及び經常一般財源の推移	
②地方債の推移	
③基金の推移	
(歳出) ①義務的経費の推移	
②公営事業等への繰出金及び投資的経費の推移	
(財政健全化比率)	
3. これからの取り組み (歳入の確保)・・・・・・・・	8
4. これからの取り組み (歳出の見直し)・・・・・・・・	11
5. 財政の指標・目標値の設定・・・・・・・・・・・・	16
6. 目標実現に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17

# 1. 策定の方針

平成17年3月に総務省から「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」が通知され、平成22年度から平成26年度までの取り組みや数値目標を明示した北島町集中改革プランを策定し、この間、財政の健全化と行政システムの構築に努めてきました。この度プラン期間が終了するにあたり、同プランの趣旨をふまえ、今後5年間について取り組んでいく重点事項を定めました。

## 1 基本指針

行政と町民が協働して、英知を結集し、簡素で効率的かつ持続可能な行財政組織を構築し、「安心して暮らせる明るいまちづくり」に向けて取り組みます。

## 2 行財政改革の目標

- ① 歳入・歳出の聖域なき見直しを行い、歳入確保と歳出削減に努めます。
- ② 持続可能な財政運営を可能にするために、各種基金の取り崩しに依存しない財政運営を目指し、将来の財政環境の変化に対応できる行財政システムを構築します。

## 3 計画の期間

行財政改革の取り組みは永遠の課題ですが、現在の激変する環境に迅速に対応するため、本計画は平成27年度から平成31年度までの期間について策定しています。

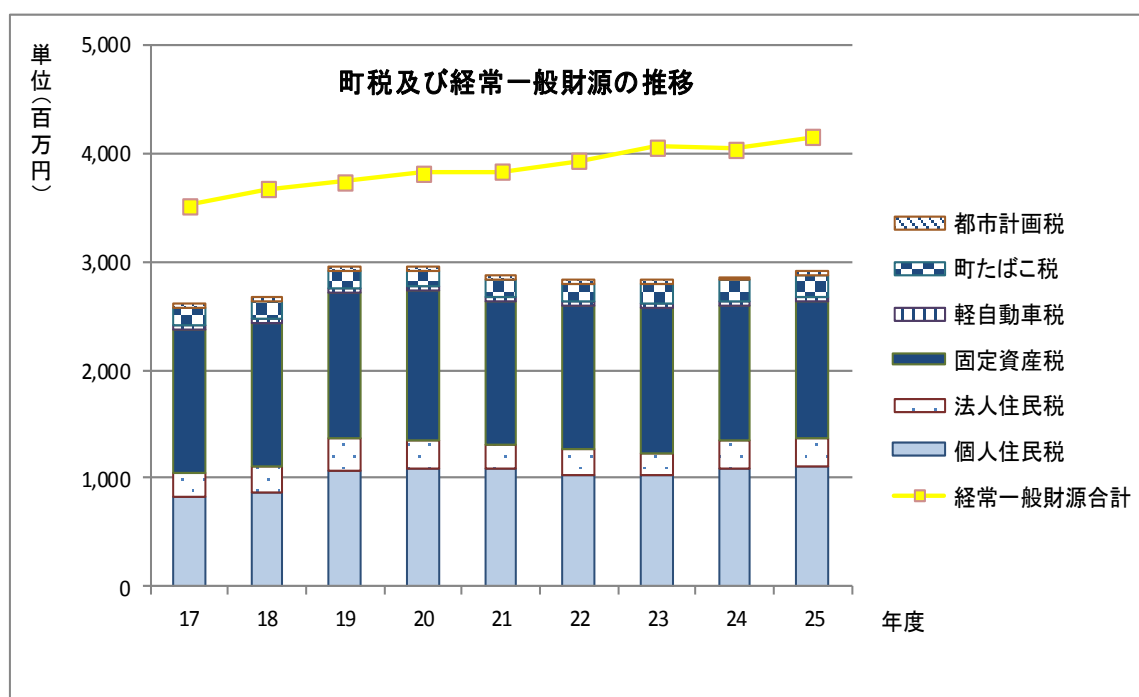
## 2. 財政状況と現状の分析

(歳入)

### ① 町税及び経常一般財源の推移

(単位:百万円)

税目	年度	17	18	19	20	21	22	23	24	25
個人住民税		840	871	1,079	1,104	1,103	1,039	1,027	1,094	1,120
法人住民税		215	247	288	255	209	241	215	254	251
固定資産税		1,333	1,325	1,360	1,378	1,332	1,324	1,334	1,256	1,262
軽自動車税		34	36	39	39	40	42	43	45	47
町たばこ税		166	164	157	151	158	164	183	183	201
都市計画税		41	40	41	41	39	39	39	37	37
町税合計		2,629	2,683	2,964	2,968	2,881	2,849	2,841	2,869	2,918
経常一般財源合計		3,527	3,672	3,740	3,825	3,831	3,933	4,067	4,049	4,160
普通交付税		451	491	459	547	654	781	851	882	896



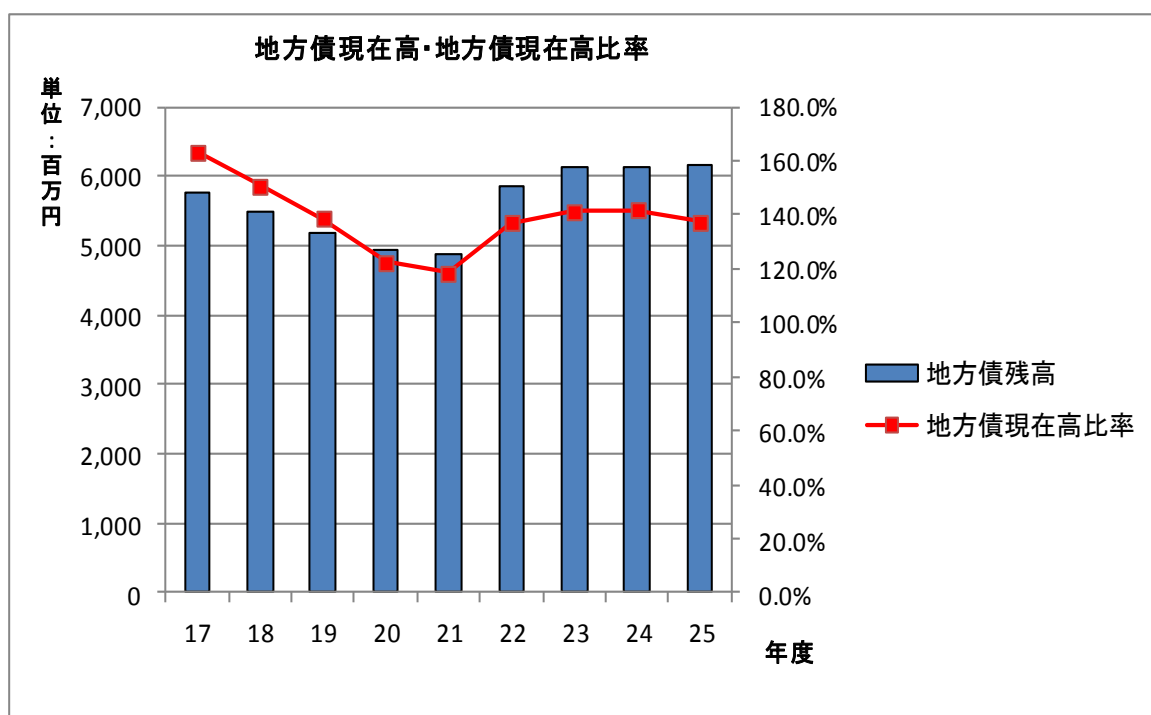
平成17年度以降の財政状況を見ると、歳入では町税が増加傾向にあり、平成19年度の税源移譲で大幅に増加し、リーマンショックによる景気低迷後も大きな影響もなく現在も自主財源が50%を超える水準を維持できています。

普通交付税においては三位一体改革により大幅な減少も予測されましたが、平成17年度と比較しほぼ倍増の額となり、また、経常一般財源も増加傾向にあり、財政構造の弾力性が増したことで、町の将来を見据えた大型事業（防災、生活基盤、学校施設整備など）を積極的かつ迅速に進められていると考えます。

## ② 地方債の推移

(単位:百万円)

区分 \ 年度	17	18	19	20	21	22	23	24	25
地方債残高	5,774	5,502	5,176	4,947	4,887	5,869	6,134	6,144	6,148
地方債現在高比率(%)	163.5	150.8	138.6	122.6	118.5	137.1	141.2	141.7	137.4
標準財政規模	3,532	3,648	3,735	4,034	4,125	4,282	4,343	4,335	4,473



※比率については 200%以下が健全ライン、300%以上が危険ラインとされる。

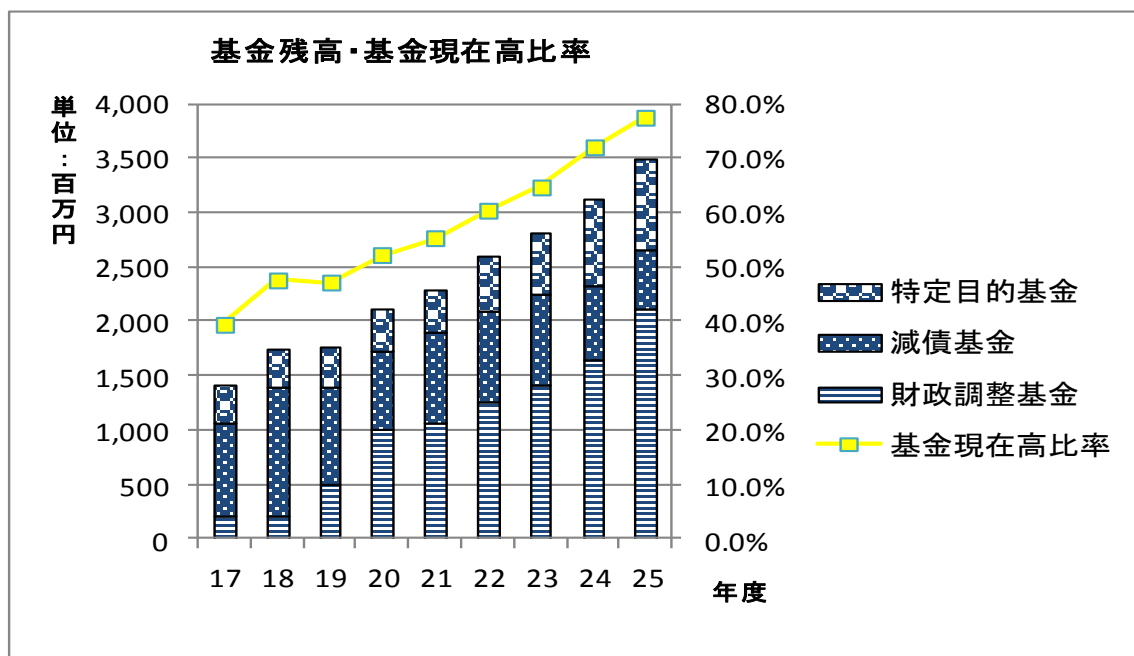
三位一体改革の影響で地方交付税のゼロベース化を想定し平成21年度までは地方債残高が減少し続けた。しかし、大型事業（防災、生活基盤、学校施設整備など）の執行が必要不可欠となり60億を超える残高となったが、近年は横ばい状態にある。

地方債現在高比率の健全ラインは200%となっており超過した実績はなく、最近では臨時財政対策債以外の大型事業債がないため140%前後の数値で安定している。

③ 基金の推移

(単位:百万円)

区分 \ 年度	17	18	19	20	21	22	23	24	25
財政調整基金	207	207	484	991	1,057	1,252	1,404	1,632	2,106
減債基金	853	1,170	893	722	833	836	837	687	537
特定目的基金	340	362	382	389	391	500	572	799	834
総基金残高	1,400	1,739	1,759	2,102	2,281	2,588	2,813	3,118	3,477
基金現在高比率(%)	39.6	47.7	47.1	52.1	55.3	60.4	64.8	71.9	77.7
標準財政規模	3,532	3,648	3,735	4,034	4,125	4,282	4,343	4,335	4,473



※比率については 50%以上が健全ラインとされる。

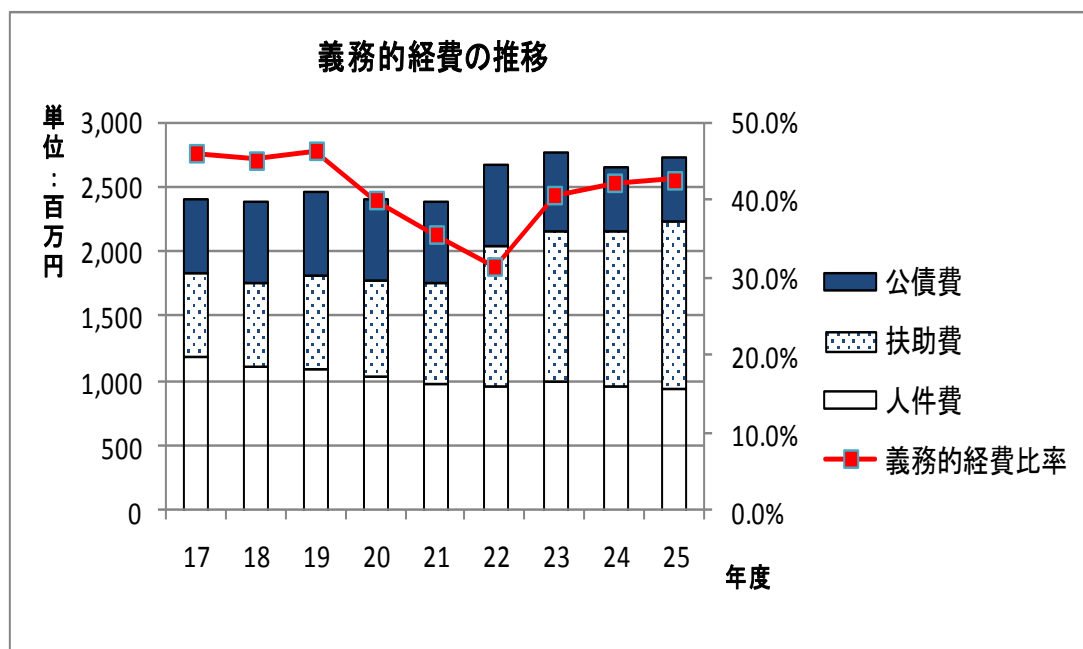
基金のうち財政調整基金においては、平成17年度と25年度を比較すると約10倍に増え、また、特定目的基金においても、将来の大型事業への財源として公共施設等整備基金を増やしたため、右肩上がりのグラフとなっています。なお、減債基金は繰上げ償還の対象条件に本町の条件が適合しないため積み立てておらず、公債費に充当するなどの繰入れのみで減額傾向にあります。

(歳出)

① 義務的経費の推移

(単位:百万円)

区分 \ 年度	17	18	19	20	21	22	23	24	25
人件費	1,188	1,110	1,083	1,032	976	956	988	957	929
扶助費	635	651	732	744	772	1,088	1,157	1,191	1,306
公債費	569	612	647	634	633	625	609	504	493
合計	2,392	2,373	2,462	2,410	2,381	2,669	2,754	2,652	2,728
義務的経費比率(%)	45.9	45.2	46.3	40.0	35.5	31.3	40.6	42.1	42.6
歳出合計	5,207	5,246	5,321	6,030	6,698	8,515	6,776	6,293	6,400



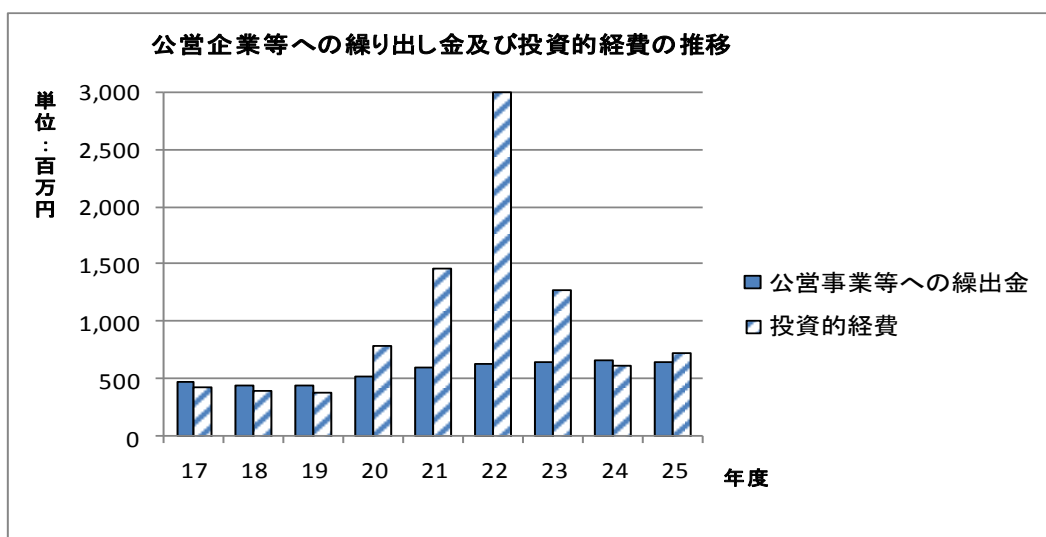
人件費は、集中改革プランによる定員の削減や各種手当の廃止により減少しています。扶助費は、子どもの医療扶助費、児童手当・子ども手当支給費、医療予防費の拡大などにより近年、大幅に増加しています。公債費は過去の高金利の借入れが完済しつつあるので、減少傾向にあります。

義務的経費比率は歳出総額に占める割合を表していますが、この比率が高いほど経常的経費の増大傾向が強く、財政構造の悪化を招くところであります。平成20～22年度は大型事業により割合が下がっています。

② 公営事業等への繰出金及び投資的経費の推移

(単位:百万円)

区分 \ 年度	17	18	19	20	21	22	23	24	25
公営事業等への繰出金	470	437	444	522	592	624	652	669	641
投資的経費	418	389	377	788	1,453	2,992	1,263	617	719



本町の特別会計は上下水道事業や保険系事業（国保、介護、後期高齢者）など6事業があり、下水道の整備が進んでいることや高齢化による医療費の増加により増加傾向にあります。しかも今後においても更に増加傾向にあると予想され、国庫補助などの財源が増えなければかなり一般会計を圧迫することになります。

投資的経費はまちづくり交付金事業による生活基盤整備や中学校改築事業を含む耐震化事業が始まったことにより平成20年度から高い数値となっています。また、事業完了後の平成24年度以降も震災の影響による防災事業費が増えたことで平成17年度頃よりも高い数値となっております。



(財政健全化比率)

財政健全化比率等の推移

(単位:%)

区分 \ 年度	19	20	21	22	23	24	25
実質赤字比率 ※1	-	-	-	-	-	-	-
連結実質赤字比率 ※2	-	-	-	-	-	-	-
実質公債費比率 ※3	7.9	6.9	6.8	6.3	6.0	4.9	3.5
将来負担比率 ※4	-	-	-	-	0.8	-	-

「-」表示はマイナス数値である。

※1 一般会計赤字額の標準財政規模に対する比率。

※2 一般会計を含む全会計赤字額の標準財政規模に対する比率。

※3 一般会計が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率の過去3年間の平均値。18%以下が健全ライン。

※4 公社や出資法人を含む一般会計が将来負担すべき負債の標準財政規模に対する比率。350%以下が健全ライン。

平成19年度決算より公表が義務付けられた健全化比率の本町の数値は基準ラインを大幅に下回っており、良好な状況であると言えるが、将来負担比率において平成23年度数値でプラス値となった。要因として大型事業施行による起債残高が増えたことに対し、基金の積み立てが不十分であったことによる将来負担（負債）値が上がったためで翌年には解消された。

実質公債費比率においても年々数値が下がっており、これは、過去の高金利の借金が完済され続けていることによる公債費の減少が要因である。

### 3. これからの取り組み（歳入の確保）

#### 1 町税等の確保対策

##### 1 町税等の徴収対策の強化

###### (1) 徴収体制強化

税制改正に伴って所得税から個人住民税への税源移譲により、自主財源としての町税の重みが一層増しており、本町の財政に直接影響を及ぼす徴収率の引き上げが最重要課題です。

その対策として、徳島滞納整理機構、徳島財務事務所、鳴門税務署と連携を組みながら徴収率の向上、職員の滞納整理のノウハウの習得に向けた体制づくり、税負担における完納者と滞納者の不公平感を解消するため、不納欠損処理金額の縮小に取り組むことなどをもって徴収率の向上をめざします。

###### (2) 課税対策

課税客体及び課税標準の的確な把握に努め、課税の公平を期するとともに、無申告者の調査徹底により、その一掃を図ります。

実 施 内 容	実 施 年 度				
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
連携した徴収機能の体制強化	実施	→	→	→	→
計画的な課税対策	実施	→	→	→	→

##### 2 使用料・手数料等の見直し

###### (1) 使用料

施設使用料は、利用者負担を原則とし、負担の公平性確保の観点から、対応する施設維持経費の確保を目指します。また、減免規定の厳格な運用を図ります。道路、公園、普通河川、里道・水路等の占用料等については、国、県、市町村と比較し料金の適正化を図るとともに、不法占用等の実態調査と徴収を強化します。

###### (2) 手数料

特定の人のための事務手数料に関して、法令に定めのないものは他市町村と比較し、事業の目的や効果等に応じた適正な受益者負担のあり方を検討します。

また、一般廃棄物、事業系ごみ、し尿等の処理料は、ごみ減量化推進等を行い、処理経費とのバランスを図り、健全化に努めます。

実 施 内 容	実 施 年 度				
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
使用料・手数料の調査、見直し	再検討	再検討	段階実施	→	→
新たな使用料・手数料の検討	再検討	再検討	段階実施	→	→

### 3 その他歳入の検討

町ホームページ、町が使用する封筒、町報などに民間広告の登載、ネーミングライツ事業を進めていくほか、掲載料の検証、新たな広告媒体や手法について検討します。

実 施 内 容	実 施 年 度				
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
新規の民間広告登載の拡大	実施	→	→	→	→
広告掲載料の調査、検討	実施	→	→	→	→
ネーミングライツ事業の実施	実施	→	→	→	→

## 2 町有財産の売却、有効活用

### (1) 処分可能な町有の土地

将来的にも利用計画のない土地や売却した方が有効な活用が見込める土地等は、計画的に売却に努めます。

### (2) 里道・水路等法定外公共物

国から譲与を受けた里道・水路等で、既にその機能が失われたものを売却等の適正な処理を図ります。

実 施 内 容	実 施 年 度				
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
町有財産管理の徹底	実施	→	→	→	→
処分可能な普通財産の計画的処分	実施	→	→	→	→
法定外公共物の適正処理	実施	→	→	→	→

### 3 補助事業や地方債の活用

有利な補助事業の活用や、臨時財政対策債の活用を考慮します。

なお、臨時財政対策債など町債の発行にあたっては、町債残高をふまえ、徐々に町の借金を実質的に減少させることを考慮してまいります。

実 施 内 容	実 施 年 度				
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
有利な補助制度の活用	実施	→	→	→	→
臨時財政対策債の活用	実施	→	→	→	→

### 4 優良企業の積極的誘致

徳島県東部に位置し、平成26年度末の高速道路の開通に伴うスマートインターチェンジの設置や徳島環状線の整備など交通利便性に富む好条件を最大限に活かし、町の企業誘致制度をPRすると共に、遊休地等の今後未来に向けた土地利用を見極めながら、それらが早期に活用されるよう積極的に企業誘致のための働きかけと連携・協議を行います。

実 施 内 容	実 施 年 度				
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
優良企業の積極的誘致	実施	→	→	→	→

## 4. これからの取り組み（歳出の見直し）

### 1 事業費等の見直し

#### 1 物件費等

##### (1) リース機器や公用車など

- ① パソコン、コピー機など事務機器の更新の際は、そのリース更新時期にあわせて、利用目的や利用機能等を勘案して、リース期間や使用期間の延長を図ります。
- ② 公用車等の更新時期にあわせ、更新基準、配置方法や総数の見直しを行うとともに、更新基準を13年以上使用又は15万km以上使用とします。また、更新時には、使用形態等を勘案して、軽自動車の導入を進めます。

##### (2) 庁舎等の維持管理に係る委託料

電算業務委託等について、別個に委託している業務を一括に委託するなど、仕様や対象の見直しを進めます。

##### (3) 印刷消耗品費

資料等の受渡しはペーパーレス化を図るとともに、印刷、コピーの両面印刷等徹底し、印刷の減量化に努めます。

##### (4) 光熱水費

- ① 水量の調整や節水表示などによって、積極的に節水を呼びかけ、毎月の使用状況の把握や漏水を確認し、水道料を削減します。
- ② エコ活動推進による節電の徹底や、毎月の使用状況の把握を一元的に行い、電気料の徹底した節減を図ります。また、冷暖房機の温度設定についてこまめな対応を図ります。

##### (5) 臨時職員等

正規職員数の削減に伴って臨時職員等の比率が高くなっており、一般職員の適正配置を図りながら、臨時職員等について、その目的、所掌事務、事務効率の検証を行い、支給単価、雇用形態、手当等についても見直します。

実施内容	実施年度				
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
事務機器等リース更新の精査	実施	→	→	→	→
庁舎等の維持管理に係る委託料の検討	実施	→	→	→	→
印刷消耗品費、光熱水費の抑制	実施	→	→	→	→
臨時職員等の雇用の見直し	実施	→	→	→	→

## 2 イベント等

各種イベント、大会行事等について、運営方法の簡素化、経費の見直し、町の関与の縮小、ボランティアとの協働など運営手法を見直すことにより、さらに経費節減を図ります。

実施内容	実施年度				
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
イベント等の見直しによる経費節減	実施	→	→	→	→

## 3 公共施設の管理等

町内の公共施設は、町民の生涯学習、文化、スポーツ、福祉、協働の拠点としての重要な役割を果たしているもののほか、水道供給やし尿、ごみの処理など町民生活に密着した重要な施設などが多くあります。

### (1) 指定管理者制度の導入

これまで指定管理者制度を導入していない施設について、提供できているサービスと施設維持費をあい照らし、公共施設のあり方、維持管理体制、運営方法等を見直し、最小の経費で最大の効果が実現できる方策を検討します。

### (2) 民間活力の活用

#### ① 民間委託

各施設が連携を強化し、維持管理コストの縮減を図るとともに、限られた町の資源を有効に運用していくため、施設・業務運営について民間の手法の導入や活用を検討します。

#### ② 民間資金（PFI）の導入

大型の投資を伴う公共施設の整備などの事業は、民間資金活用（PFI：プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）を検討します。

### (3) 町民との協働による維持管理

公園や街路の管理については、アドプトプログラムの活用などボランティアやNPOなど住民活動団体との協働の推進を図ります。空き地等遊休地の美化活動についても、「花づくり協働事業」あるいは「お任せ制度」を充実し、また、災害に備えた、自主防災組織の立ち上げをより一層推進していきます。

実施内容	実施年度				
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
指定管理者制度等の新規導入検討	実施	→	→	→	→
民間活力の検討	実施	→	→	→	→
公園街路等管理の協働推進	実施	→	→	→	→
自主防災組織の推進	実施	→	→	→	→

## 2 補助金や投資的経費等

### 1 補助金等

① 各種団体への負担金・分担金については、目的、成果を十分審査し、加入の適否を再評価するとともに、各団体の決算報告等などを通じ、その活動状況や繰越金等を勘案し、負担金、分担金の適否を見直します。

② 町税について納税者の不公平感を無くすと共に、設定する前納報償金の率を検討します。

### 2 投資的経費

投資的経費については、事業の目的、内容、緊急度、費用対効果を検証し、事業規模の見直しを行い、事業費の縮減を図ります。補助事業においても、今後の発展の基礎となる事業やまちを活性化する事業に重点化します。

### 3 その他の経費

既存の全施策・事業、特に継続的事業については、事業内容、費用、成果、達成度、終了期、コストなど抜本的再評価を行うとともに、民間活力の導入やコスト縮減の徹底を図ります。町単独事業については、ゼロベースから見直します。

ごみ処理経費にかかる委託料の縮減に向けて更なる見直しとともに、町民との協働連携によるごみの分別・再資源化及び排出量減量運動を一層強化します。

実 施 内 容	実 施 年 度				
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
補助金、負担金等の見直し	実施	→	→	→	→
費用対効果による投資的経費の見直し	実施	→	→	→	→
町事業のゼロベースからの見直し	実施	→	→	→	→

## 3 事業評価など

### 1 事務事業評価の導入

事務事業については、事業の目的や必要性、費用対効果、成果、妥当性などの観点から、その評価の仕方を構築し、事業の優先順位の設定や統合・廃止を図り、選択と集中に努めます。また、事業評価の結果は予算編成や組織の見直しの判断基準とします。

### 2 入札制度の改革

入札契約の透明性、公正性を確保しつつ競争性の向上を図るため、随意契約の検証など、入札制度の改革に取り組みます。

実 施 内 容	実 施 年 度				
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
事務事業評価の導入、検討	検討	検討	実施	→	→
随意契約等の検討	実施	→	→	→	→

#### 4 子ども・子育て支援

保育・幼児教育・幼稚園・小中学校教育、そして、児童館活動などの子育て支援を展開しているが、子ども・子育て支援事業計画に沿って実践し評価、再検討というサイクルを動かしながら取り組んでまいります。

- ・保育所の定員確保や保育サービスの充実・質の向上のため総合的な取り組みを行います。
- ・みどり子育てステーションなど、在宅での子育て支援の充実に取り組めます。

実 施 内 容	実 施 年 度				
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
子ども・子育て支援課題の取り組み	検討	→	実施	→	→

#### 5 義務的経費

総人件費

##### (1) 職員数

平成12年3月策定の北島町行政改革大綱において「職員数を平成21年度までに10人削減し、総数を147人とする」と、平成18年3月策定の北島町新行政改革大綱では「職員数削減目標：平成22年4月 職員数136人」と計画していましたが、これより相当早いペースで職員数の減少が進んでおり(平成22年4月 職員数127人)、類似団体と比較しても平均を下回る職員数となっています。(北島町の人口1万人当たり職員数57.49人、H26.4.1現在)

今後は、必要な職員数を計画的に採用しつつ、退職予定者数や事務事業量の動向等も踏まえながら、適切な人事異動を進めます。

##### (2) 職員給与等

###### ① 職員給与等

国家公務員の状況に準じて、各種手当や昇給制度の見直しについて検討します。

###### ② 雇用と年金の接続及び再任用職員の給与

職員の年金・退職制度について見直しを進め、再任用職員の適切な給与のあり方について検討します。



③ 技能労務職

現行業務のうち、町直営で実施する必要が少ないもの、非効率なもの、又は、社会経済情勢にそぐわなくなっている業務について、逐次その実施方法を見直します。

実 施 内 容	実 施 年 度				
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
職員定員管理の適正化	実施	→	→	→	→
特別職の現給料額の継続	実施	→	→	→	→
職員給料・手当等の見直し	実施	→	→	→	→

## 5. 財政の指標・目標値の設定

今後も厳しい財政状況が見込まれる中、社会経済情勢や住民ニーズの変化に的確に対応していくためには、将来にわたって健全な財政を維持していくことが大切であり、以下の指標・目標値を設定し達成できるよう努めてまいります。

### ① 地方債関連数値

地方債には大型事業などに充当する事業債と財源不足を補ったり一般的に使い道がなくても借り入れることができる臨時財政対策債などがあります。本町では道路や排水対策などの生活基盤整備や学校耐震事業を推進した結果、地方債残高は60億円を超える状況にありますが、ここ数年間は事業債を抑制したことで横ばいの状況となっております。しかしながら、震災の影響による防災事業費や長年使用した公共施設の老朽化対策などの諸問題を解決すべく地方債の借り入れに依存する傾向は年々強くなっていくことが予想されます。

このため、近年の当初予算規模を踏まえ地方債現在高が65億円を上回らないこと、及び、地方債現在高比率が150%を限度とすることを目標としていきます。

平成27年度末の地方債現在高見込みは60億7,200万円です。

### ② 基金関連数値

本町の基金は財政調整基金、減債基金、特定目的基金（公共施設整備、国際交流研修事業、住民活動推進など）があり、今後の計画的な行政運営や、経済事情の著しい変動、災害により生じた経費などに対する備えとなるものです。

今後においても施設の老朽化対策や防災対策などの事業が控えているが、近年、標準財政規模が40億円を超えている状況を踏まえ、また、国における借金が1,000兆円を超える現状から地方交付税がゼロベースになることを想定したうえで、基金現在高比率100%を目標とするよう努力し、基金総額も40億円を上回ることを目標としていきます。

平成27年度末の基金現在高見込みは35億300万円です。

### ③ 財政健全化関連数値

#### 1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率

一般会計単独では赤字会計となることはなかなか想定できないが、下水道事業や保険事業においては一般会計からの繰出金に依存する現状であるため、状況を注視しつつ今後も現水準を維持できるよう目標とします。

#### 2. 実質公債費比率

平成19年度の公表開始以降、年々数値は良化しており県内でもトップクラスに位置しています。過去の高金利償還の完済が続き、また、学校耐震や交付金事業などの大型事業の償還が開始されていないことで良化されてきたため今後においては数値の悪化が想定されますが、5%を超えない数値を目標に引き続き県内トップクラスの水準を維持していきます。

#### 3. 将来負担比率

財政健全化比率の実質公債費比率を除く3指標は数値公表後、継続してマイナス値となっていました。平成23年度決算数値でプラスとなり、基準値である350%には程遠いながらも財政が悪化した感がありました。今後については、上記で掲げた地方債や基金における目標達成のためにすべての事業において精査を徹底することでマイナス値を継続していくことを目標とします。

## 6. 目標実現に向けて

### 職員の意識改革

現在、地方行政の最重要課題は「地方創生」です。この実行に当たっては、職員一人ひとりが業務に対して常に問題意識を持ち、自ら考え、実現に向かって真摯に取り組んでいく姿勢が不可欠です。固定観念を捨て、担当業務にとどまらず、若者から高齢者まですべての町民が豊かな生活を送ることができる地域づくりの取り組みが求められます。職員が一丸となって組織の総合力を発揮させることで困難を打破し、改革の実効性が実現できます。

職員一人ひとりの能力や意欲・適性を踏まえ、課題発見・解決能力や政策形成能力の一層の向上を図るため、計画的に人事施策を展開し、最小の経費で最大の効果を実現できるよう、また、付加価値の高い行政サービスの提供を行うことができるよう職員の意識改革に取り組みます。

#### (1) 人口減少克服の検討

少子高齢化の進展に的確に対応し、いずれわが町でも起こるであろう人口の減少に歯止めをかけるため、職員一人ひとりの能力を発揮し、地域の効果的・効率的な社会システムを構築し実現に向けて検討し取り組みます。

#### (2) 人事評価制度の充実

複雑・高度化する行政課題に対応するため、平成20年度に構築し、平成28年度より本格稼働となる人事評価制度に基づいて、目標管理の手法によって職員の能力と組織力を高め、効率的な業務執行の推進と組織マネジメントの強化を図ります。

#### (3) 人材育成の充実

職員研修の充実や職場環境づくりを推進するために、研修計画を十分に周知し積極的な参加を促し参加率の向上に努め、また専門的な職務についても研修を推進します。

#### (4) 職員提案制度の推進

行財政改革に関わる情報提供、問題の抽出、その解決方法などについて、職員自らが担当分野の枠を超え、自由で柔軟な発想をもって効率的な行政運営の手法を考案し、それを具体的な運用に繋げていくシステムとして導入された職員提案制度を推進していきます。

実施内容	実施年度				
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
まち・ひと・しごと創生の検討・実施	検討・実施	→	→	→	→
人事評価制度の活用	再検討	実施	→	→	→
職員研修の充実	実施	→	→	→	→
職員提案制度の推進	実施	→	→	→	→